

特別養護老人ホーム薬師の園利用料金表

令和3年8月～
単位:円

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が3割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,489	2,847	1,600	2,300	6,747	209,157
要介護4	10,280	3,084	1,600	2,300	6,984	216,504
要介護5	10,896	3,269	1,600	2,300	7,169	222,239

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が2割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,489	1,898	1,600	2,300	5,798	179,738
要介護4	10,280	2,056	1,600	2,300	5,956	184,636
要介護5	10,896	2,179	1,600	2,300	6,079	188,449

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が1割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,489	949	1,600	2,300	4,849	150,319
要介護4	10,280	1,028	1,600	2,300	4,928	152,768
要介護5	10,896	1,090	1,600	2,300	4,990	154,690

利用者負担第3段階②

～公的年金の収入と所得の合計が年額120万円を超える方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,489	949	1,360	1,310	3,619	112,189	84,142
要介護4	10,280	1,028	1,360	1,310	3,698	114,638	85,979
要介護5	10,896	1,090	1,360	1,310	3,760	116,560	87,420

利用者負担第3段階①

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円超120万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,489	949	650	1,310	2,909	90,179	67,635
要介護4	10,280	1,028	650	1,310	2,988	92,628	74,104
要介護5	10,896	1,090	650	1,310	3,050	94,550	75,640

利用者負担第2段階

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,489	949	390	820	2,159	66,929	53,543
要介護4	10,280	1,028	390	820	2,238	69,378	55,502
要介護5	10,896	1,090	390	820	2,300	71,300	57,040

利用者負担第1段階

～生活保護受給の方など～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減等 適用後 ※1、※2) 個々の適用条件 により負担額が異 なります
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,489	949	300	820	2,069	64,139	
要介護4	10,280	1,028	300	820	2,148	66,588	
要介護5	10,896	1,090	300	820	2,210	68,510	

※1:社福軽減とは、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のことで、介護サービス費の本人負担額、食費、居住費の概ね25%が軽減されます(個々の軽減適用条件により差異が生じることもあります)

※2:利用者負担第1段階で生活保護受給者の方は、介護扶助と社福軽減等により本人負担額が原則的にはなくなります

上記の料金は、夜勤職員配置加算Ⅱイ(一日当たり27単位)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(一日あたり6単位)、看護体制加算(Ⅰ)イ(一日あたり6単位)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(一ヶ月当たり90単位)、介護職員処遇改善加算(算定単位数に8.3%を加算)、特定処遇加算(算定単位数に2.3%を加算)を含んだ金額です
別途、貴重品管理料(一ヶ月当たり1,000円)が全ての利用者様にかかります
医療費、理美容代、日用品、行事参加費、教養娯楽費等は別途実費負担となります